

成田小学校 いじめ対策ガイドライン

最も大切なことは「いじめ」かどうかより、全児童の安心・安全
～「いじめられている」と手を挙げれば、必ず寄り添って一緒に考える学校に～

いじめる子もいじめられる子も 育てたい大切な子ども
第一目標は「守る」そして いじめた子もいじめられた子も どの子も「育てる」



学校の第一目標は

人間関係から心身の苦痛を感じている児童が存在した場合
それが「いじめ」によるものかどうかを確定することとは別に
その存在をありのままに受け止めて（本人の訴える苦痛は、誰にも否定できない）
安心・安全な環境を提供できるための最善の努力（限界はある）を尽くすこと

裁判は過去を裁くもの

教育は未来をつくるもの

令和2年4月

□いじめとは

いじめは「どの学校でも、どの子どもにも、起こりうるもの」

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法 第2条「いじめの定義」）

学校としては、人間関係から心身の苦痛を感じている児童が存在した場合、それが「いじめ」によるものかどうかを確定することとは別に、その存在をありのままに受け止めて（本人の訴える苦痛は、誰にも否定できない）安心・安全な環境を提供できるための最善な努力（限界はある）を尽くすことが求められる。

□いじめ対策のこれまでの変遷

- ・平成24年7月、滋賀県大津市の自殺事案について報道がある。
- ・平成25年2月、教育再生実行会議第1次提言にて、社会総がかりでいじめに対峙していくための基本的な理念や体制を整備する法律の制定が必要である。

「いじめ防止対策推進法」の成立（平成25年6月21日）

—6月28日公布，9月28日施行

- ・平成29年3月、いじめ防止等のための基本的な方針の策定
重大事態の調査に関するガイドラインの策定

□教育現場を取り巻くいじめの実態

- ・小中学生への6年間のいじめ追跡調査（国立教育政策研究所より）

「仲間はずれ，無視，陰口」をされた経験がある児童… **9割**

「仲間はずれ，無視，陰口」をした経験がある児童… **9割**

いじめは、どの児童にも発生する可能性のある重大な問題である

大人の目の届かない
ところで…

教室…74.9%
廊下や階段…29.7%
など

大人の目の届かない
時間に

授業中…147人
登下校中…248人
休み時間…1031人

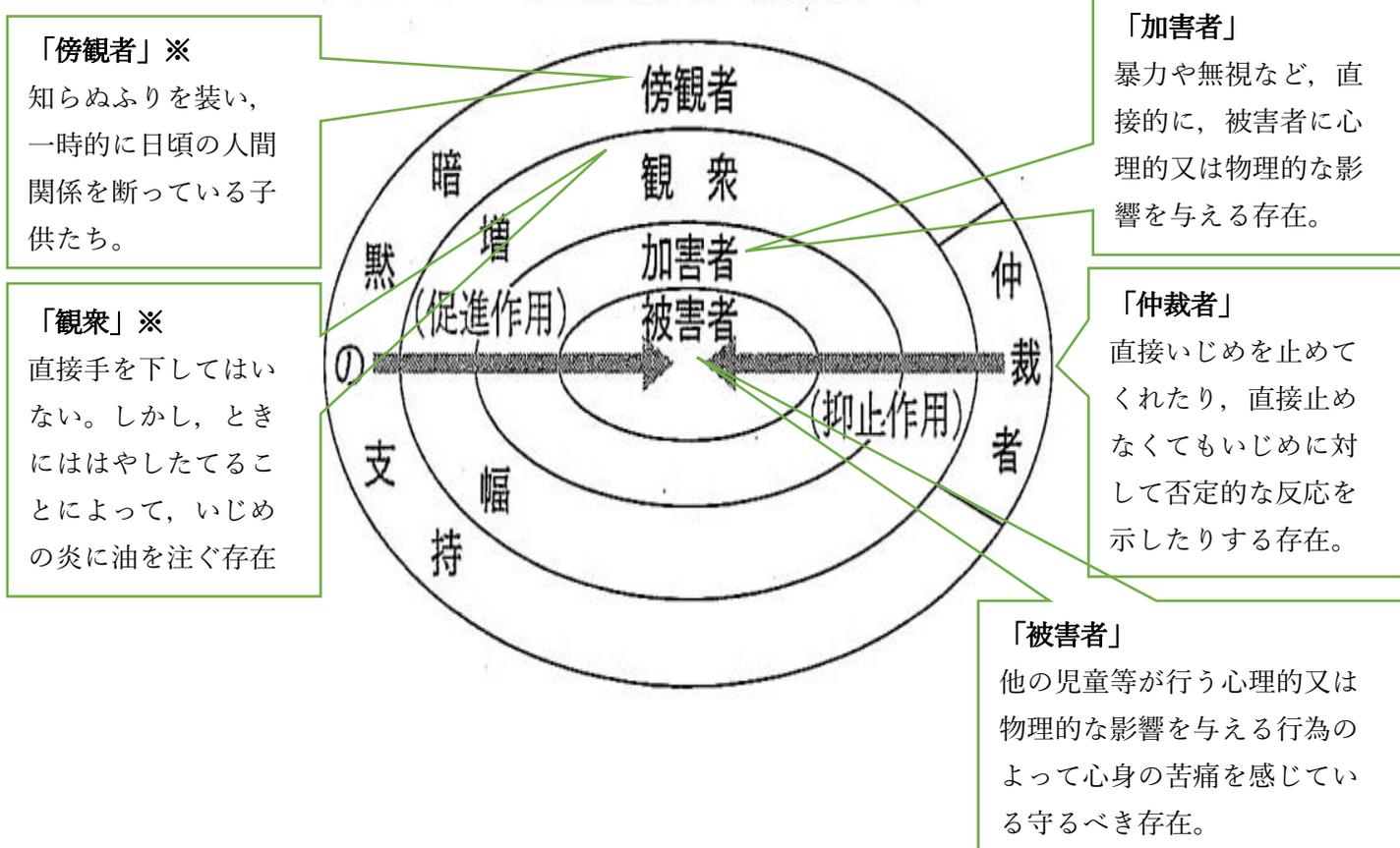
でも，相談できない…

「心配をかけたくない」
「仕返しが怖い…」



□ 「いじめ」におけるそれぞれの立場

図4-2 いじめ集団の四層構造モデル



「傍観者」が冷やかな反応を示せば、いじめを抑止する存在となる。反応を示さなければ、集団圧力として「仲裁者」の介入をためらわせる。

「観衆」「傍観者」はいじめの加害者にも被害者にも簡単に移り変わってしまう不安定な立場であり、ささいな要因で「立場の入れ替わり」が発生する。こうした「立場の入れ替わり」が、学級集団の中に「被害者」へ陥ることの不安感を蔓延させ、誰もが口を閉ざし、教師に知らせない雰囲気が醸成される。



「傍観者」も含め、いじめは、絶対にダメだという認識を育てることが自浄作用をもった集団作りの糸口となる。

□いじめに対する基本的な心構え

- ・ 自尊心を与える・多様性に配慮する。一般社会は多様性にあふれている。
- ・ どのようなマウンティングが児童の間にあるかを確認し、それを軽減する。

□「いじめ」を発生させないために

社会性（柔らかな責任感）の育成

学級への参画意欲の醸成
集団における責任感の醸成
係活動、学習中の役割
→称賛による達成感の育成

集団の流動性や自由度を高める

人間関係が入れ替わる活動
→席替え、チーム替えなど
自由な人との交流の時間の確保
自由を確保しながらも、ルールの共有を図る。

相談体制の整備

相談が解決につながることの周知
SOSの発信法の指導
→児童が安心できる環境づくり

死角をなくす

休み時間における教室での観察
いじめ発生場所を教師間で連携していきながらなくしていく。
→ふざけやからかい、冗談はいじめを隠す乗り物なので注意

大きな行事後の指導

「イベントはあくまで通過点」という指導。次も頑張ろうという意識を高める。
クラスの係活動などで、新しい「出番」や「役割」を与える。

不機嫌な学級にしない

懲らしめ、怒号、ノルマを課さない。
無礼は許さない姿勢
あの人また怒られてるなどのからかいのきっかけを与えない。

理不尽な指導をしない

「連帯責任」はいじめを誘発する。
子供同士の相互監視は、「足を引っ張る存在」を作りかねない。

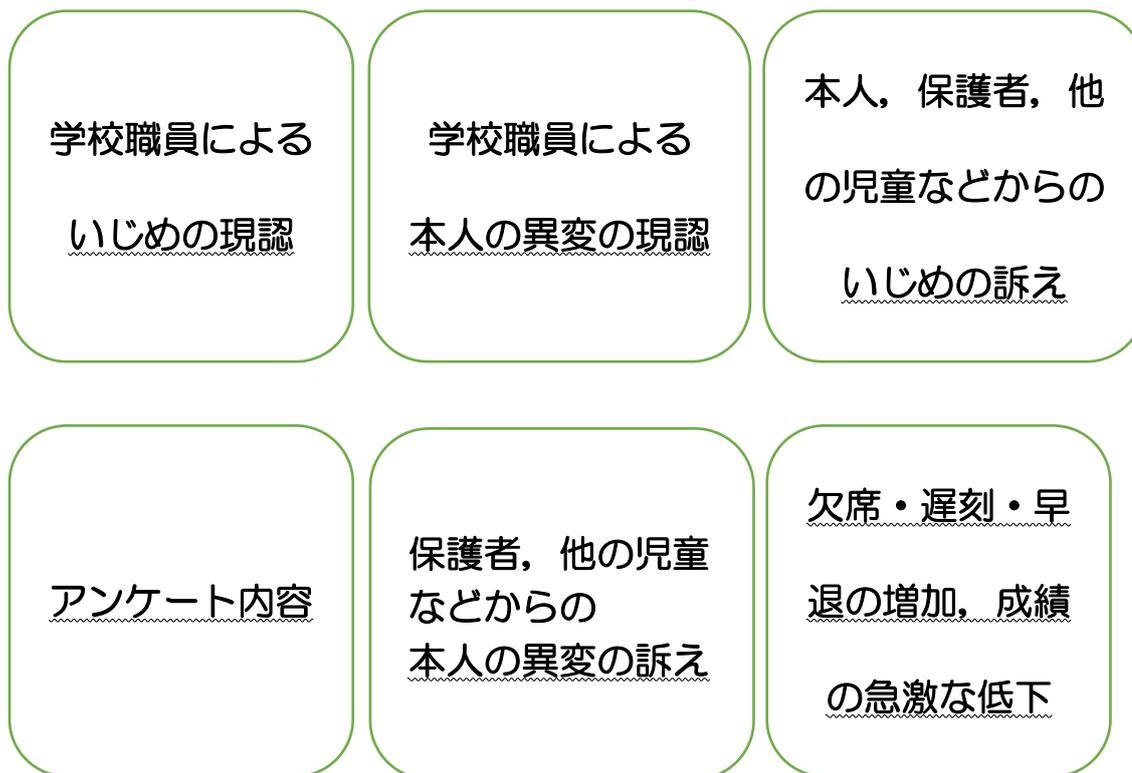
いじめの「アウト」「セーフ」を曖昧にしない

先生のセーフゾーンを増やさない。
先生が児童のラベリングをしない。

□頼られ、信頼される姿を目指して

- ・ 児童との信頼を得られるようにコミュニケーションをしっかりとる。
- ・ 相談の受け止め。辛さに耳を傾ける。「そうか、辛いんだね」という共感。
- ・ 楽しい授業やわかりやすい授業が楽しさや安心をもたらす。
- ・ 安心し、納得のできる叱り方を。「～はダメ！」ではなく「～しようね」という話し方を多めに。
- ・ 「担任の先生がよく話しを聞いてくれる」と答えた児童がいる教室では、いじめが「よくある」と答えた児童の割合が低い。
- ・ ルールが適切に共有されつつ、「認められている」「居心地がよい」雰囲気をもつ。

□ 「いじめ」を早期発見するために



□ 「いじめ」対応の流れ ※中立・公平性+安全配慮義務が前提となる。

対応の流れ	対応の内容	対応のポイント
1, 察知	・「もしかしたら、いやな思いをしているのではないか」という教師としての感覚を働かせて、いじめの端緒をつかむ。	「いじめ」かどうかより、「嫌な思い」や「苦痛」を感じているかを問題にする。
2, 発見	・日ごろから本人や保護者からの訴え，友人からの情報提供，アンケート調査，面談などによしいじめを見つけ出す。	・本人や保護者から訴えがあった場合は，すでに重大化していることが予想されるので速やかに対応する。
3, 聞き取り	・いじめられた疑いのある児童が話しやすい教職員を聞き取りに当たらせる。 ・「嫌な思いはしていないか」「困っている事はないか」，そして「どのようなことを望んでいるのか」を具体的に聴き取る。 ・聴き取った内容は，スズキ校務の日々の記録に入力し，管理職，学年主任，生徒指導主任などと情報を共有する。	・加害者にいきなりアタックしない。 ・被害児童のケアを第一に，被害児童（状況に応じて保護者も保護者）から5W1Hに基づき聞き取りをする。 ・「大丈夫です」「特にありません」という言葉は，基本的に信じない。継続して見守り，人を変えて聴き取る。
4, 相談・報告	・いじめの疑いのある案件は，速やかに「いじめ・不登校対策担当者」に報告する。	・最悪を想定し，すぐに組織的な対応へ移行する。

5～8については、状況に応じて判断をし、実施する

<p>5, 認知</p> <p>◎対応のスタートライン</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・担当者は、「いじめ・不登校対策委員会」の招集を要請し、「心身の苦痛を感じたか」を判断基準としていじめの定義に該当するものをすべて認知する。 ・認知した事案を、以下の3つの段階に仕分けする。 <p>【Ⅰ段階事案】心身の苦痛を感じたとしているが、学年組織で対応できる事案</p> <p>【Ⅱ段階事案】児童や保護者等から訴えがあった、あるいはⅠ段階事案が繰り返されている等、学校として組織的な対応が必要な事案</p> <p>【Ⅲ段階事案】重大事態が疑われ、早急な組織的対応を求められている事案</p>	
<p>6, 決定</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・学校いじめ防止基本方針により、対応方針をいじめ問題対策委員会で協議し、校長が決定する。 ・全職員で情報を共有し、組織的な対応を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・SC やSSW などに助言を求め、多面的な対応を目指す。
<p>7, 安全確保</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・被害児童の希望に、教室等での安心・安全を確保する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・座席の変更、班編成の変更、見守り等に配慮する。
<p>8, 市教育委員会への報告</p>	<p>【Ⅰ段階事案】 月ごとに定例報告</p> <p>【Ⅱ段階事案】 おおむね一週間以内に報告</p> <p>【Ⅲ段階事案】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 認知した段階で報告し、対応方針指示を受ける。 ② 調査の経過をその都度報告する。 ③ 調査終了後、その結果を報告する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・犯罪性のあるいじめと認められる場合、被害届の有無によらず警察にも連絡を行う。 ※いじめ重大事態1号事態が疑われる場合は、市教委が主体となって調査を実施する。
<p>9, 被害児童の保護者への連絡</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・被害児童から聞き取った内容を、担任よりその保護者に報告する。 ・教頭と連携を図りながら、学校としての対応方針・対応を伝え、今後の調査や対応への保護者の意向を確認する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・心配を掛けていることへの謝意を伝え、今後の対応についての理解を深める。(※2) ・<u>いつまでにどのような対応をしていくのかを具体的に説明する。</u>
<p>10, 周囲への聴き取り</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・担任以外の教職員から担当者を指定し、寄り添う姿勢を示しながら、加害児童や周囲にいた児童への聴き取りを行い、背景に関する情報を得る。 ・得た情報も参考にしながら、スズキ校務「日々の様子」に記録する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・加害児童が複数いる場合、個別・同時に行えるよう聴き取り体制を組む。 ・証言等の記録を集めておく
<p>11, 加害児童の保護者への連絡</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・加害児童の保護者に調査結果を報告し、指導方針を伝える。 ・加害児童がいじめを認めていない場合も、<u>将来に向かって指導をすることを伝える。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・加害児童の保護者がいじめを認めず指導に異議を唱えても、「見解の相違」としての指導は行う。
<p>12, 加害児童への指導</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・複数の高職員で指導し、必要に応じてその保護者の同席を求める。 ・必要に応じて、やめない場合の出席停止や警察への通報も含む学校の対応方針を伝える。 いじめを認めず、いじめがあったことを認定できない場合も、将来に向かって指導する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・形式的な「謝罪の会」は、報復的ないじめにつながる恐れもあることから行わない。 このことについては、被害児童や保護者に理解を求める。

13, 保護者への連絡	・これまでの指導内容や今後の対応について、加害児童、被害児童双方の保護者に連絡する。	・加害児童の保護者から謝罪の希望があった場合、被害児童や保護者の意向を確認し、慎重に場を設定する。
14, 防止措置	・いじめ・不登校問題対策委員会を開催し、いじめ防止体制の見直しや防止措置の具体策を協議し、職員会議などの場を使いながら、全職員で情報を共有しながら、着実に実施する。	・組織的な見守りの体制を整え、いじめ・不登校対策担当者が情報を集約する。 ・必要に応じてSCやSSWと情報共有し、専門家の視点から助言をいただく。
15, 経過観察記録	・最低3か月の経過観察・記録を継続し、被害児童・加害児童双方に意図的な声掛けや最低月1回の面談を実施する。	

※1…被害児童，保護者へ伝える内容

- 1, 本人・保護者の希望に最大限添いたいという姿勢を示す。
- 2, 学校としてできないこともあることを伝える。
- 3, 被害児童・保護者の話を真実としてではなく主張として扱うことを伝える。
- 4, 加害者側の権利もあるため、全て希望通りに対処できるわけではないことを伝える。
- 5, 最大限に動いていくが、すぐに対処・解決できるわけではないことを伝える。

【参考資料】

ヒトはいじめ」をやめられない 中野 信子（2017）

いじめを生む教室 荻上 チキ（2018）

いじめとは何か 教室の問題，社会の問題 森田 洋司（2010）